

認定分野分類基準

JCLAマネジメントシステム文書

JCLA PR-13

1999年 1月25日 制定

2009年 4月22日 改訂第6版



この文書はJCLAが作成したものです、許可無く転載及び引用を禁じます。

日本化学試験所認定機構（JCLA）

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1

住友六甲ビル7F （社）日本化学工業協会内

TEL：03-3297-2598

FAX：03-3297-2612

URL：<http://www.jcla.org/>

認定分野分類基準

1. 適用範囲

この要領は、JCLA が化学産業及び関連産業における JIS Q 17025 ならびに JIS Q 17011 : 2005 に基づく試験所認定をする際の認定範囲を設定する手順を示す。

2. 参照文書

この規定は以下の文書の該当部分に準拠している。

- a) JIS Q 17011 : 2005 (ISO/IEC 17011 : 2004)
- b) JCLA マネジメントシステム文書 JCLA QM-01 「品質マニュアル」
- c) JCLA マネジメントシステム文書 JCLA PR-10 「認定業務手順書」

3. 認定範囲

認定範囲とは認定対象の試験に適用される試験規格（方法）及び試験項目であり、認定審査の基準単位となる。

試験所は認定審査を受けるに当たり、これらの認定範囲について、製品・対象分野及び技術分野を明確にする事により、技術的審査等の認定業務を適正に行うために、認定を受けようとする認定審査の基準単位について以下の項目に従って分類を設定する。

- a) 認定範囲の分類表 (A) に示す分野（以下「分野」という）
- b) 試験または分析した製品、材料又は試料の範囲（以下「製品・対象」という）
- c) 実施した試験または分析技術（以下「試験技術」という）
- d) 使用した規格または試験方法／装置／技術（以下「試験規格、試験項目」という）
- e) 必要に応じて濃度範囲、及び精度

4. 申請時の試験所認定範囲の設定手順

認定範囲を設定するに際し、「分野」及び「製品・対象」に関する JCLA の定める区分を分類 A に、また「試験技術」に関する JCLA の定める区分を分類 B に示す。

新規に試験所認定を受けるとき若しくは拡大及び縮小の申請を行う場合、以下の手順で試験所認定範囲を申請する。

- a) 認定審査を受けようとする認定の基準単位を全てについて明らかにする。
- b) 全ての認定の基準単位それぞれについて、分類 A 表より認定対象となる試験

に関連する分野及び製品・対象を特定する。

- c) 同様に分類B表より認定対象となる試験について主たる試験技術を特定する。試験所において当該試験を複数の方法で実施している場合にはこれら全てを申請する事が出来る。
- d) b)、c)項で分類した結果に基づき、同じ分類に属する基準単位を纏めた形で様式1の「試験所認定範囲申請書」に分類結果と共に記入する。

認定範囲の分類表（分類 A）

認定範囲の要素		例 示		
分野	製品・対象	製品・対象の例	試験の種類例・規格番号等(例示以外の公的・私的方法も含む)	
1. 環境	.10大気	無機ガス、有機物質 重金属、粒子物質 放射性核種	環境基準、 ばい煙、特定粉じん 特定物質、悪臭物質 放射能、等	環告第4、5、6号(JISK0088、0305等) 環告第9号(JISK0099、0109等) 環告第25号(JISB7952等)等
	.20水質	上水、環境水(河川、湖沼、地下水、海水) 排水(下水、工場) 重金属、有機物質、浮遊物質、溶存酸素量 生化学的酸素要求量、化学的酸素要求量 全窒素、全リン、pH、シアン化合物、有機リン 放射性核種	人の健康項目 生活環境項目 要監視項目 農薬の水質評価指針 排水基準 悪臭物質 放射能、等	環告第10、30、39、59、64号(JISK0102)等
	.30土壌	総水銀、有機リン、全シアン、農薬類 PCB、有機塩素化合物、重金属、セレン 放射性核種	汚染に係る環境基準 農用地特定有害物質 底質の暫定除去基準 放射能、等	環告第46、64号(JISK0102、0125)、環告59号等
	.40固形廃棄物		産業廃棄物 海洋汚染廃棄物等	環告第13、14号(JISK0102、0125等)、 環告16、17号等
	.50残留物	ダイオキシン類等		環告第26、27、厚生省告示第234号
	.99その他			
2. ゴム 及びプラスチック	.10原材料	樹脂ペレット、生ゴム等	化学試験	IR(JISK6230等)、NMR、X線回折、原子吸光、ICP-AES、 ICP-MS、GC、GC/MS、衛生試験、遊離イオウ、カーボンブラック 定量、溶剤抽出物、灰分
	.20製品	パイプ、水道管、ガス管、タイヤ、ベルト等	物理試験	引張試験(JISK6251等)、曲げ試験、クリープ試験、硬さ試験、 摩耗試験、圧縮試験、密度・比重、粘度、吸水率
			耐久性試験	耐候性(JISK6266等)、耐老化性(JISK6257等)、オゾン劣化、 耐薬品性
	.30添加物	ゴム及びプラスチック中のCd,Cr,Pb,Hg等含有量	電気試験	耐電圧、絶縁抵抗、誘電正接、抵抗率等
			熱的試験	MI、荷重たわみ試験、ビカット軟化温度、 TMA、DSC、TG、ぜい化温度、燃焼試験、
			光特性	光学特性、屈折率
.99その他製品		表面分析	その他の試験	

認定範囲の分類表（分類 A）

認定範囲の要素		例 示		
分野	製品・対象	製品・対象の例	試験の種類例・規格番号等(例示以外の公的・私的方法も含む)	
3. 塗料および顔料	.10塗料	上塗塗料、 中塗塗料、 下塗塗料	化学試験	JISK5407(塗料成分試験方法):加熱減量・残分・灰分、 溶剤不溶物、湿式容量分析、IR、X線回折
			物理試験 安定性試験	JISK5400(塗料性状試験):密度、粘度、ポットライフ JISK5400低温安定性、貯蔵安定性、皮張り性
	.20塗膜	上塗塗膜、 中塗塗膜、 下塗塗膜	化学試験	JISK5400耐アルカリ性、耐酸性、耐沸騰水性、耐塩水性
			物理試験 耐久性試験	JISK5400耐屈曲性、エリクセン値、耐衝撃性、鉛筆引っ掻値、 付着性、引張と伸度、摩耗性、耐汚染性、耐洗浄性、非粘着性 JISK5400耐候性、耐塩水噴霧、耐湿性、温度サイクル、防錆性、
	.30塗料樹脂	エポキシ樹脂及び硬化剤	化学試験 物理試験	JISK7231(エポキシ樹脂及び硬化剤の試験方法): エポキシ当量、全アミン価、比重、粘度、軟化点、加熱減量
.50顔料 .99その他	有機／無機着色顔料、金属顔料、体質顔料 建築用仕上げ塗材		JISK5101(顔料試験方法)着色力、サンプリング法、分散方法、 JISA6909塗材の品質	
4. 化学工業製品	.10無機化学製品	アンモニア、硫酸、ソーダ工業薬品、肥料 無機薬品	化学試験	アンモニア:乾燥減量(JISK1407)、純度(JISK1424) カセイソーダ:純度(JISK1200)、硫酸:強熱残分(JISK1321)
	.20有機化学製品	タール製品、芳香族化合物、複素環化合物 有機ハロゲン化合物、樹脂等添加物	物理化学試験	タール製品:蒸留試験、凝固点、組成分析(JISK2422) 芳香族化合物:全イオウ分(JISK2421)、融点(JISK4102) 有機ハロゲン化合物:純度、酸分(JISK1516) 曇点、泡立ち試験、表面張力、等電点、
	.30工業用ガス	ガス分析、		
	.40界面活性剤	アニオン、カチオン、ノニオン、石鹼		
	.99その他製品			
5. 石油及び関連製品	.10原油		化学試験	TBP蒸留、組成分析、蒸気圧
	.20潤滑剤		物理化学試験	粘度、引火点、劣化試験、全酸価、アルカリ価 ASTM色度(JISK2580)
	.30燃料			JISK2249(密度)、屈折率、水分、発熱量、オクタン価、 セタン価、イオウ分(JISK2241)
	.40溶剤			純度、不純物、色相、密度、不揮発残留物、蒸留試験、
	.99その他製品	アスファルト等		アスファルト:薄膜加熱、針入度、軟化点(JISK2207)

認定範囲の分類表（分類 A）

認定範囲の要素		例 示	
分野	製品・対象	製品・対象の例	試験の種類例・規格番号等(例示以外の公的・私的方法も含む)
6. 食品	.10規格試験	乳脂肪分、ヒ素、細菌数、抗生物質、農薬	栄養改善法 食品衛生法 栄養表示基準(衛新第13号(平成11年)) 乳及び乳製品の成分規格に関する省令 (厚生省令第52号(昭和26年)) 厚生省告示第370号 食品添加物公定書解説 食品衛生検査指針
	.20栄養成分	たんぱく質 ビタミン	
	.30食品添加物	甘味料 酸化防止剤 保存料	
	.40農薬	有機塩素系 有機リン系	
	.50汚染物質	マイコトキシン 重金属	
	.60抗生物質	マクロライド系 ペニシリン系	
	.70動物用医薬品	合成抗菌剤 駆虫剤	
	.80微生物	食中毒菌 衛生指標菌	
	.99その他		
7. 食品添加物 * 1	.10規格試験	純度試験、含量	
8. おもちゃ	.10規格試験	重金属、蒸発残留物	
	.99その他		
9. 器具容器包装	.10規格試験	材質試験、溶出試験	
	.99その他		
10. 飲料水(上水)	.10規格試験	重金属、トリハロメタン	水道法 * 2
11. 鉄、非鉄金属、セラミック	.10非鉄金属分析	銅、亜鉛、鉛及びニッケルなど及びその合金	分析試験
	.99その他		

- 1) 食品添加物そのものの規格試験(純度試験など)が対象
- 2) 水道法規制対象外の上水試験は環境分野(水質)とする。

試験技術分類表（分類B）

試験技術	Code No.	試験技術	Code No.	試験技術	Code No.	試験技術	Code No.
スペクトル分析	A.00	顕微鏡分析	D.00	電気化学分析	H.00	プラスチック・ゴム物理試験	P.00
原子吸光分析	A.01	光学顕微鏡	D.01	ポーラログラフ分析	H.01	加工性試験	P.01
発光分光分析	A.02	一位相差顕微鏡		電解重量分析	H.02	加工試験、成形加工試験	
ICP(誘導結合高周波プラズマ)	A.03	偏光顕微鏡		電位差滴定分析	H.03	成形特性試験(レオロジー)	P.02
ーICP/AES		ー化学顕微鏡		クーロメトリー	H.04	粘弾性試験、メルトインデクサー	
ーICP/MS		透過型電子顕微鏡	D.02	電量滴定	H.05	機械的特性	P.03
蛍光分析・リン光分析	A.04	走査型電子顕微鏡	D.03			引張試験、耐衝撃性、硬さ	
赤外分光分析	A.05	走査トンネル顕微鏡	D.04	放射能測定	J.00	屈曲試験	
化学発光	A.06			液体シンチレーション計測	J.01	耐久性試験	P.04
吸光光度分析	A.07	クロマトグラフ分析	E.00	アルファ線スペクトロメトリー	J.02	耐候性、耐熱、摩耗・破壊	
X線回折	A.08	ガスクロマトグラフ分析	E.01	ベータ線計測	J.03	耐薬品性、塩水噴霧試験	
蛍光X線分析	A.09	液体クロマトグラフ分析	E.02	ガンマ線スペクトロメトリー	J.04	熱衝撃試験	
NMR(核磁気共鳴)	A.10	ゲル浸透クロマトグラフィー	E.03			電気特性試験	P.05
ESR(電子スピン共鳴)	A.11	イオンクロマトグラフ分析	E.04	熱分析	K.00	絶縁破壊電圧、耐電圧	
質量分析	A.12	ガスクロマトグラフ質量分析	E.05	示差熱分析	K.01	熱的性質試験	P.06
放射化分析	A.13	液体クロマトグラフ質量分析	E.06	DMTA	K.02	熱変形温度、ピカット軟化	
ラマン分光	A.14	薄層及びペーパークロマトグラフ	E.07	DETA(誘電熱分析)	K.03	光学的・物理特性試験	P.07
		電気泳動	E.08	DSC(示差走査熱量法)	K.04	色測定、透明性測定、滑り性	
				熱量分析	K.05	ガス透過性	
表面分析技術	B.00	湿式化学分析	F.00	TGA(熱重量分析)	K.06	粘性試験	P.08
オージェ電子分光	B.01	重量分析	F.01	TMA	K.07		
電子線マイクロ分光	B.02	滴定法(容量分析)	F.02	マイクロ元素分析	L.00		
ESCA(X線光電子分光法)	B.03	定性分析	F.03	生物学的試験	M.00	塗料試験	Q.00
SIMS(2次イオン質量分析)	B.04	フローインジェクション分析	F.04	BOD(生物化学的酸素要求量)	M.01	促進腐食試験	Q.01
RHEED(反射高速電子回折)	B.05	カールフィシャー滴定法	F.05	生物発光法	M.02	環境試験	Q.02
EPMA	B.06	COD(化学的酸素要求量)	F.06	酵素免疫法	M.03	塗料の性状に関する試験	Q.03
				微生物定量法	M.04	塗料の貯蔵性に関する試験	Q.04
				酵素法	M.05	塗料の塗膜形成機能に関する試験	Q.05
粒子物性	C.00			バイオオートグラフ法	M.06		
密度	C.01	一般化学試験	G.00	その他	N.00	塗膜の視覚特性に関する試験	Q.06
粒度	C.02	蒸留試験	G.01	イオン電極方法(含むpH測定)	N.01	塗膜の抵抗性に関する試験	Q.07
空隙度	C.03	引火点	G.02	TOC(全有機炭素)	N.02	塗膜の長期耐久性に関する試験	Q.08
コリゲーション	C.04	密度	G.03	TOX(全有機ハロゲン)	N.03		
		粘度	G.04	試金法	N.04		
				吸管分析	N.05		